

令和3年度 普通交付税の再算定結果について

1 再算定結果（財源不足団体）

（単位：億円）

区 分	道 府 県 分			市 町 村 分		
	再 算 定 A	当初算定 B	増 加 額 A - B	再 算 定 C	当初算定 D	増 加 額 C - D
基準財政需要額 ア	202,700	191,761	10,939	238,225	230,038	8,188
基準財政収入額 イ	102,352	102,352	0	155,234	155,234	0
交付基準額 ア-イ	100,348	89,408	10,939	82,991	74,804	8,188
普通交付税額	100,348	89,276	11,072	82,991	74,645	8,346

- （注）1 再算定後の普通交付税の総額は1兆3,339億円で、令和3年度当初算定に比べ1兆9,418億円の増となっている。
- 2 本表は、再算定後の財源不足団体について作成している。
- 3 当初算定における交付基準額と普通交付税額との差は調整額（291億円）である。
- 4 端数調整により、表内において一致しない箇所がある。

2 再算定結果の概要

（1）再算定の内訳

- ① 「臨時経済対策費」の創設
- ② 「臨時財政対策債償還基金費」の創設
- ③ 調整額の復活

（2）普通交付税都道府県別変更決定額（別紙1）

（3）臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費算定額（別紙2）

主な算定内容

1 「臨時経済対策費」の創設

地方団体が、国の補正予算に基づく事業を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時経済対策費」を創設。

<算定方法>

- ・ 道府県分と市町村分は同額程度を算定。
- ・ 人口を基本として、補正予算に基づく事業の内容に対応し、地方活性化、子供・子育て等に関する指標を用いて算定。

(算定に用いる指標)

- ・ 一人当たり各産業売上高
- ・ 人口増減率
- ・ 年少者人口比率
- ・ 人口密度

※ 市町村分においては、条件不利地域に該当する団体に対して割増し。

2 「臨時財政対策債償還基金費」の創設

地方団体が、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時財政対策債償還基金費」を創設。

<算定方法>

- ・ 各地方団体の令和3年度臨時財政対策債発行可能額の27.4% (※1)を基準財政需要額として算定を行う。

※1 令和3年度臨時財政対策債発行可能額総額に対する臨時財政対策債償還基金費総額の割合。

※2 臨時財政対策債償還基金費の算定額については、後年度、令和3年度の臨時財政対策債に係る臨時財政対策債償還費に算入されないこととなる。